

## 大崎町事業者「持続化給付金」事業概要

※本給付金は、国が行う持続化給付金とは別制度のもであり、あくまでも大崎町が独自で行う制度です。

### 【目的】

新型コロナウイルスの影響により売上が減少し、事業継続に困窮する中小企業者・個人事業主の支援として国の持続化給付金対象とならない事業者に対し30万円を給付し、事業継続を支えることを目的とする。

### 【事業の概要】

#### 1) 対象額

要件に該当する事業者に対し一律30万円1回のみ

#### 2) 申請方法

申請書及び請求書等を期限までに大崎町役場へ送付（6月末締切）（感染拡大を避けるため、原則郵送での申請を推奨）

#### 3) 対象者

下記全てに該当する事業者

- ①事業所が大崎町内にあること。
- ②5月末現在、国の持続化給付金対象事業者でないこと。

（申請日現在、令和2年2月、3月、4月、5月の何れか1ヶ月の売上げ高減少率が前年同月に対し50%を超える月がないこと）

- ③前年同月に対し2～5月期間にて、15%以上50%未満の減少があること。

（令和2年2月、3月、4月、5月の何れか1ヶ月の売上げ高が、前年同月に対し、15%以上50%未満の減少があること）

- ④第3次産業（国が定める産業分類）の業種に該当します。

（例）小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉 等

- ⑤中小企業者又は個人事業者に該当します。

（中小企業基本法で定める中小企業又は税務署に開業届けを提出した個人等）

- ⑥申請者（本人・代表者・役員）が反社会的勢力の関係者ではないこと。

#### 4) 必要書類

- ①大崎町事業者経営持続化給付金交付申請書兼請求書
- ②大崎町事業者経営持続化給付金交付申請要件チェックシート及び売上高計算表
- ③計算根拠がわかる書類（別紙参照）
  - 2019年分の確定申告書若しくは法人事業概況説明書（税務署收受印があるもの。）
  - 2020年2月～5月それぞれの売上げ台帳の写し等
- ④業種がわかる書類（履歴事項全部証明書(写し可)、営業許可証の写し等)
- ⑤口座情報の写し
- ⑥本人確認書類（免許書、マイナンバーカードの写しの何れか）
- ⑦その他事務局が必要と認める書類

#### 5) 給付

上記全て書類が確認でき次第、速やかに交付。（その他申請方法や提出書類などの詳細は決定次第、順次ホームページ公開予定です。）